

国民健康保険税改正のお知らせ

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から、国民健康保険の財政運営の責任主体が兵庫県に変わります。財政運営が県単位に拡大することに伴い、全県で同じ保険税水準に近づいていきます。

改正のポイント

- 兵庫県が提示する標準保険料率を参考に、平成30年度以降は資産割を賦課しない3方式へ変更します。
- 医療保険分の賦課限度額を58万円に引き上げます。
- 低所得者の負担軽減を図るため、2割軽減、5割軽減の対象世帯を拡大します。



【平成30年度国民健康保険税の税率等】

	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
A 所得割額	課税所得金額×税率	630%(570%)	270%(260%)	260%
B 均等割額	被保険者1人につき	23,500円(19,200円)	10,500円(9,000円)	9,800円
C 平等割額	1世帯につき	17,000円(14,000円)	7,400円(6,600円)	5,100円
年間保険税	A+B+C ただし、賦課限度額まで	賦課限度額 580,000円(540,000円)	賦課限度額 190,000円	賦課限度額 160,000円

()内は改正前の税率等です。

介護保険分は、40歳以上65歳未満(介護2号被保険者)の方のみに上乗せされます。

保険税の軽減制度

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。軽減を受けるための申請は不要ですが、所得の申告をしていない方がいる世帯は軽減の対象になりません。

	所得基準
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+27.5万円×(被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下 (33万円+27万円×(被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下)
2割軽減	33万円+50万円×(被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下 (33万円+49万円×(被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下)

問い合わせ先 税務課 国民健康保険税担当(内線342)

下段の()内は昨年度の所得基準

国民年金には納付の免除制度があります

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができない場合は、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります

全額免除・一部免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に全額または一部免除になります。

納付猶予

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

～ は、申請時点の2年1ヶ月前の月分までさかのぼって申請することができますが、申請が遅れると万一の際に障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。

～ 以外に、障害基礎年金を受けている場合や生活保護の生活扶助を受けている場合は、保険料の全額が免除される『法定免除制度』があります。

失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請される方は、離職日がわかる『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険被保険者離職票』の写しが必要です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが困難な場合は免除申請をしてください。ただし、申請をすれば必ず免除になるとは限りません。却下や一部納付となった場合、納付しないと未納扱いとなりますのでご注意ください。

問い合わせ先 住民生活課(内線374)/姫路年金事務所 ☎079-224-6382

新しい福祉医療費受給者証を送付します

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限は6月30日です。平成30年度の所得判定後、該当になる方には、7月から有効の福祉医療費受給者証（ブルー）を6月下旬に郵送します。

ただし、母子家庭等の方、平成29年度に福祉医療費受給者証が交付されていない方で7月から新たに該当になる方には申請書類等を送付します。役場健康福祉課で手続きしてください。

旧福祉医療費受給者証は有効期限終了後、健康福祉課へ返却してください。返信用封筒を同封していますのでご利用ください。

加入保険や住所を変更された場合は、手続きが必要です。

問い合わせ先

健康福祉課 国保医療係

(内線 355・356)

平成30年度 福祉医療制度所得制限等一覧表

高齢期移行者医療費助成制度（65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日まで）

対象	区分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度月額
誕生日が昭和27年7月1日以降の方	区分	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない方（年金収入80万円以下かつ所得なし）	外来 8,000円 入院等 15,000円
	区分		市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の方	外来 12,000円 入院等 35,400円
誕生日が昭和24年7月1日から昭和27年6月30日の方	区分	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない方（年金収入80万円以下かつ所得なし）	外来 8,000円 入院等 15,000円
	区分		市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方	外来 12,000円 入院等 35,400円
誕生日が昭和24年6月30日以前の方	区分	1割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない方（年金収入80万円以下かつ所得なし）	外来 8,000円 入院等 15,000円
	区分	2割	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方	外来 8,000円 入院等 24,600円

重度障害者および高齢重度障害者医療費助成制度
（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方）

所得確認対象者	所得制限の内容
本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の所得割税額の合計額が 23万5千円未満

（自立支援医療制度の所得制限基準を準用）

母子家庭等医療費助成制度

（18歳または20歳までの子を監護する母または父及びその子）

所得確認対象者	扶養親族等の数	所得限度額
母子家庭等の母等 （扶養義務者）	0	1,920,000
	1	2,300,000
	2	2,680,000
	3	3,060,000
	4	3,440,000

（児童扶養手当の所得制限基準を準用）

乳幼児等医療費助成制度（0歳～小学3年生までの方）

こども医療費助成制度（小学4年生～中学3年生までの方）

所得制限はありません

お知らせ

公費医療自己負担額助成制度（高齢期移行者医療以外の福祉医療受給者の方）

自立支援医療・指定難病・小児慢性特定疾患医療・肝炎治療などの他の公費負担医療が受給できる場合は、福祉医療制度より優先されます。他の公費負担医療には自己負担額がありますので、その自己負担した金額を助成します。詳しくは健康福祉課国保・医療係までお問い合わせください。

平成30年度 介護保険料のお知らせ

65歳の誕生日の前日の属する月から、各市町で決められた基準額をもとに所得段階別に保険料を決定し、6月中旬に「平成30年度介護保険料額決定通知書」を送付します。

基準額は、平成30年度から平成32年度は69,300円（月額5,780円）で、介護サービスにかかる費用などに応じて3年ごとに見直します。

【介護保険料早見表】

所得段階	対象者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等収入額(1)が80万円以下の方	基準額×0.45	31,200
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等収入額(1)が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.65	45,000
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等収入額(1)が120万円を超える方	基準額×0.75	52,000
第4段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、前年の合計所得金額+公的年金等収入額(1)が80万円以下の方	基準額×0.83	57,500
第5段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、前年の合計所得金額+公的年金等収入額(1)が80万円を超える方	基準額×1.00	69,300
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(2)が120万円未満の方	基準額×1.20	83,200
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(2)が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	86,700
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(2)が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.45	100,500
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(2)が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.50	104,000
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(2)が400万円以上の方	基準額×1.70	117,900

- (1) 平成30年度以降は「合計所得金額+公的年金等収入額」から公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得にかかる特別控除額を差し引いて算出します。
- (2) 平成30年度以降は「合計所得金額」から土地建物等の譲渡所得にかかる特別控除額を差し引いて算出します。
- (3) 公的年金等収入額とは、老齢・退職年金などの課税対象となる収入をいい、障害・遺族年金などの非課税となる収入は含まれません。

問い合わせ先 税務課 介護保険料担当(内線342)

介護保険制度について Q&A

平成30年4月、第7期(平成30年度~32年度)介護保険事業計画のもと、新たに介護保険料の改定を行いました。そこで、先月号に引き続き、介護保険制度の内容等についてお知らせします。



介護保険料関係 Q&A

Q: 保険料は毎年変わるのですか?

第1号被保険者の保険料は原則3年間同じです。ただし、前年中の所得に大きな変動があれば保険料が変更になる場合があります。

第2号被保険者(40歳~64歳)の保険料は医療保険者により異なります。

Q: 住んでいる地域(市町)によって介護保険料は違うのですか?

地域によって違います。第1号被保険者(65歳以上)の保険料基準額は、それぞれの市町の高齢者人口や要介護認定者数、介護サービス量等を基に計算されますので、介護サービス費用を多く支出する市町は、必然的に保険料も高くなります。福崎町では、高齢者の人口、サービス利用者が年々増加しています。

平成30年度の高齢化率は28.1%見込み(5,468人)で、要介護認定者数は平成30年度895人(高齢者数の16.4%)見込みです。

それに伴いサービス利用量も増加しています。なお、第2号被保険者(40歳~64歳)は医療保険ごとに違ってきます。

介護保険利用者負担割合の見直しについて（平成30年8月施行）

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平性や、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月から2割負担者のうち特に所得の高い人の負担割合が3割となります。

利用者負担の割合

3割 平成30年 8月から	次の の両方に該当する人 本人の合計所得金額が220万円以上 同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入 + その他の合計所得金額」が ・ 単身世帯 = 340万円以上 ・ 2人以上世帯 = 463万円以上
2割	次の の両方に該当する人 (平成30年8月からは、3割に該当しない方で の両方に該当する人) 本人の合計所得金額が160万円以上 同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入 + その他の合計所得金額」が ・ 単身世帯 = 280万円以上 ・ 2人以上世帯 = 346万円以上
1割	上記以外の人

「合計所得金額」...収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。なお、平成30年8月から、地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額を用います。

「その他の合計所得金額」...合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた金額。

利用者の負担額には、1か月の上限額（高額介護サービス費）があるため、自己負担が一律に1.5倍になるわけではありません。

介護保険施設の居住費・食費の軽減制度があります

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・ショートステイの各サービスを利用する方のうち、次の方については居住費と食費について負担の上限額（負担限度額）が設けられ、負担が軽減されます。

利用者負担段階	居住費等（日額）				食費（日額）
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（ ）	多床室	
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税者で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

()介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額です。左の表に当てはまっても、次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ・ 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ・ 住民税非課税世帯でも預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

利用者負担の軽減制度があります

介護保険サービスを利用すると、かかった費用の一部が利用者負担となりますが、社会福祉法人等が行う介護サービスを利用した場合、所得により利用者負担が軽減される制度があります。

居住費・食費の負担限度額の適用や利用者負担の軽減を受けるにはどうすればいいの？

居住費と食費の負担限度額の適用や利用者負担額の軽減を受けるには、事前に申請する必要があります。サービスを利用する前に、介護保険負担限度額認定申請書、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書に必要事項を記入して申請してください。認定された方には介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付しますので、施設、事業所へ提示してからサービスを利用するようお願いいたします。

【申請に必要な提出書類】

本人及び配偶者の預貯金通帳・有価証券・借用証書などの写し

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係（内線352・364）

初級編 公式テキスト



柳田國男読本

『福崎と柳田國男』
1冊 200円

初級編公式テキストは、記念館、教育委員会、文化センターにてお買い求めください。郵送もできます。詳しくは、記念館まで。(☎22-1000)

第5回柳田國男検定 申込受付中

福崎町では、柳田國男への理解を深めていただくために、柳田國男検定を実施しています。今年も各級最高得点賞の方には豪華賞品があるほか、参加者特典や合格者特典もご用意していますので、ぜひ挑戦してください。
※初級編に合格すると中級編・上級編にすすめます。

平成30年8月5日(日)
初級編/中級編/上級編

上級編
最高得点賞は
遠野への旅を
プレゼント!



時間：11:00～12:00 (開場 10:30)

会場：福崎町文化センター

受験料：1,000円 (高校生まで無料 / 団体割引あり)

対象者：小学生以上

問い合わせ・申し込みは柳田國男・松岡家記念館
(☎22-1000)

申込期限：平成30年7月6日(金)

柳田國男・松岡家記念館だより



辻川界隈ウォークラリー
柳田國男生家や三木家住宅など、辻川界隈をめぐるました。

ふくさき歴史体験隊

平成29年度の主な活動

体験隊の活動は、町内の小学5、6年生を対象としています。文化財や人々との交流、さまざまな体験をとおして、郷土の歴史文化を学びます。



バスツアー

福崎町の歴史や文化と比べながら、養父市立大庄屋記念館や明延鉱山を巡りました。



土器づくり

土器づくりに挑戦し、古代の人々の工夫を体感しました。



発掘体験 (桜区)

遺跡を実際に発掘し、高岡地区の歴史について学びました。



土器づくり

土器を焼き、まが玉をつくり、みんなでカレーもつくりました。

6月に小学校を通じて隊員を募集するよみんなて応募してね。

平成30年度も、ふくさき歴史体験隊は活動します。



歴史民俗資料館だより



体験隊活動へご協力いただきました保護者ボランティア、地域ボランティアのみなさんに厚くお礼申し上げます。ただいま、活動へご協力いただける方を募集しています。ぜひ、資料館までご連絡ください。歴史民俗資料館(☎22-5699)

松岡五兄弟

松岡静雄

第34話



明治27年(1894)から翌年にかけて起こった日清戦争の後、朝鮮半島と満州の支配権をめぐる競争が続き、徐々に悪化。武力衝突を避けるための外交努力が続けられていたが、世論は戦争に傾いていきます。

そして明治37年2月4日、日本はロシアとの戦争を決定。6日には国交断絶を通告します。両国が宣戦布告を行ったのは2月10日。しかし、国交断絶から宣戦布告までの数日の間に、すでに戦闘が始まっています。日露戦争の口火を切った戦いとして知られる旅順港奇襲攻撃と、仁川沖海戦。そこには、松岡静雄の姿もありました。海軍兵学校を首席で卒業し

「福崎の身近にある歴史を掘り起こそう」

静雄と福崎の日露戦争

神戸大学大学院人文学研究科 地域連携センター研究員

井上 舞

た静雄は、順調に昇進を重ね、明治35年に大尉に昇進。巡洋艦千代田の航海長になっていました。

開戦前、千代田は北清警備の任務についており、朝鮮半島から山東半島にかけての沿岸部を巡航していました。また、外交交渉が難航する中、戦争が始まるのを見越して、ロシア船の動きを監視したり、ときには上陸して情報収集にあたることもあったようです。

そして、開戦直前。他の海軍軍艦が帰国し、戦争に備える中で、千代田はただ1隻、日本海軍の動きを悟られないために囷(あぐら)となって、仁川港に留まりました。このとき仁川港には、ロシアのワリヤグ・コレーツという2隻の軍艦が停泊していました。その後、千代田は艦隊と合流。2月9日、仁川沖での砲撃戦の末、ロシア艦は降伏勧告を拒否し、仁川港で自沈しました。柳田國男は『故郷七十年』の中で、このときの静雄につ

いて「海戦前夜、いつ死ぬかも知れないからといって、非常に長い手紙を書いてよこしたが、それが戦争が終つてから私のところにとどくということもなかった。」と語っています(「次弟松岡静雄」)。

実は、このときのもものとみられる書簡が、柳田國男・松岡家記念館に残されています。日露戦争開戦の前後に書かれた一連の書簡群は、自分の近況や、後に妻となる田尻愛子のことなど、プライベートな内容のほか、上陸した街の様子やロシア軍の様子、沈没したワリヤグから引き揚げた戦利品のこと、戦勝後の行事や記者会見のこと、負傷者や戦死者のことなどが記されており、静雄の行動や心情に加えて、日露戦争の一端を知ることのできる貴重な資料となっています。(これらの書簡については、岩井忠彦「松岡静雄の柳田國男あて書簡」という論文に詳しく紹介されています。)

また、静雄が作った「奉職履歴」には、仁川沖海戦の後モロシア艦と遭遇し戦闘を行ったことや、輸送船隊の護衛にあたったことなどが記されています。

ところで、日露戦争の主戦場となったのは、福崎から遠く離れた朝鮮半島と満州でした。とはいえ、この戦争が福崎と全く関係がなかったわけではありません。

当時の日本は徴兵制度が敷かれていました。軍人以外の成人男性は徴兵検査を受け、合格した者は一定期間兵役に服することが義務付けられていました。福崎を含む、中播磨・西播磨地域などから徴兵された人々の多くは、姫路の第十師団のうち、歩兵第十連隊に入隊させられ、戦地に赴きました。明治37年5月に日本を出発した第十師団は、翌年にかけていくつもの陸上戦闘に参加。特に、日露戦争最大の激戦のひとつ、奉天会戦では歩兵第十連隊で約7割の死傷者を出したとされています(『福崎町史』第2巻)。

また明治40年には、日露戦争の戦勝記念と、出征した兵士の顕彰、戦没者の慰霊のため、福崎に振武館が建設されました。

振武館では昭和の初めころまで、徴兵検査が行われていたほか、映画の上映など、地域の公民館的な役割も果たしていたようです。現在、振武館のあった場所には、福崎町養護老人ホーム福寿園が建っていますが、その片隅には、振武館と同時期に作られた、砲台を模した記念碑が残されています。



静雄から國男に宛てられた書簡(明治37年1月12日付のもの)
(柳田國男・松岡家記念館蔵)